

立山町土地改良区公告第5号

立山町土地改良区役員選挙について

立山町土地改良区定款附属書役員選挙規程第2条及び第3条の規定により、役員選挙を次のように行うので、同役員選挙規程第4条第1項の規定により公告する。

令和8年3月12日

立山町土地改良区 理事長 窪田 一誠



1. 選挙の期日 令和8年3月20日
2. 投票開始の時刻 午前10時
3. 投票所 アルプス農協 たてやま支店 2階会議室
4. 開票所 アルプス農協 たてやま支店 2階会議室
5. 選挙する理事の数又は監事の数
 - (1) 理事20人
内訳
第1被選挙区（五百石地区）2人、第2被選挙区（下段地区）2人
第3被選挙区（釜ヶ淵地区）2人、第4被選挙区（高野地区）2人
第5被選挙区（上段地区）3人、第6被選挙区（東谷地区）1人
第7被選挙区（立山地区）1人、第8被選挙区（大森地区）2人
第9被選挙区（利田地区）2人、第10被選挙区（新川地区）3人
 - (2) 監事4人（組合員3人、員外1人）
内訳
第1・第2・第3被選挙区 1人、第4・第5・第6・第7被選挙区 1人
第8・第9・第10被選挙区 1人、員外監事1人
6. 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数 1人

届出について

候補者になろうとする人は、立山町土地改良区備え付けの届出書に必要事項を記入し、令和8年3月12日（木）から17日（火）まで午前8時30分から午後5時の間に立山町土地改良区事務所へ届出てください。

選挙について

候補者が定数を超えたときは、通常総代会（上記日程）において投票を行い、当選人を決定します。

候補者が定数を超えなかったときは、投票を行わず、選挙会により当選人を決定します。